日刊 (日曜日、 土曜日、 休日休刊



東京都

目 次

規

則

○市街地再開発組合の解散認可………………(都市整備局市街地整備部再開発課)… ○特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規 則…………(東京消防庁企画調整部企画課)… 示

示 (選

示 (監

 \equiv

○開発行為に関する工事完了……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)… 四 ○認定特定非営利活動法人の認定の失効………(生活文化局都民生活部管理法人課)…

○低NO*・低COª小規模燃焼機器の認定………(環境局環境改善部大気保全課)… 四

規 則

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公

1

布する。

令和三年六月二十三日

東京都知事

小

池

百合子

●東京都規則第二百七十六号

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正す

第百三十三号)の一部を次のように改正する。 特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則 (昭和四十二年東京都規則

する状態の項中「八万三千四百八十円」を「八万五千七百八十円」に改める。 五十円」に、 別表第四常時介護を要する状態の項中「十六万六千九百五十円」を「十七万一千六百 「七万二千九百九十円」を「七万三千九十円」に改め、同表随時介護を要

1 この規則は、公布の日から施行する。

○種苗生産事業者の登録…………………(産業労働局農林水産部森林課)… | 2 この規則による改正後の特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則 (以下「新規則」という。) 別表第四の規定は、令和三年四月一日 以 下 「適用日」

という。)以後の期間に係る介護補償について適用し、適用日前の期間に係る介護補

償については、なお従前の例による。

3 る。)は、新規則の規定に基づく介護補償の内払とみなす。 則の規定に基づき支給された介護補償(適用日から施行日の前日までに係る分に限 て、この規則による改正前の特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規 適用日からこの規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間におい

示

告

●東京都告示第八百六十六号

門一丁目地区市街地再開発組合の解散を認可したので、同条第六項の規定により告示す 都市再開発法 (昭和四十四年法律第三十八号)第四十五条第四項の規定に基づき虎ノ

令和三年六月二十三日

る

 \triangleright

四

平野農園

三

(<u></u>__)

住所 氏名

東京都知事 小

池

百

合

子

●東京都告示第八百六十七号

十六条第一項の規定により公告する。 項の規定により次の生産事業者の登録をしたので、 林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十条第一 同法第

令和3年6月23日(水曜日)

登録番号 東京都知事

令和三年六月二十三日

第六十九号

小

池

百

合子

生産事業者

平野

東京都あきる野市切欠一九四三

生産事業の内容 成幼苗の育成及び幼苗以外の苗木の育

び所在地事業所の名称及 東京都あきる野市切欠一九四三

登録番号

第七十号

生産事業者

氏名

(--)

代表取締役 木 木林士 水出 健二

東京都八王子市下恩方町一三八一

 (\Box)

住所

 \equiv 生産事業の内容 成幼苗の育成及び幼苗以外の苗木の育

び所在地事業所の名称及 株式会社 木林士

む。

四

東京都八王子市下恩方町一三八一

告

示 選

東

京

都

選

挙

管

理

委 員

会

●東京都選挙管理委員会告示第六十五号

判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第百二十 二十二年政令第十六号)において準用する場合及び最高裁 のとおり指定した。 の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次 十五条第二項及び第四項第二号 |号)においてその例によることとされる場合を含む。) 公職選挙法施行令 (昭和二十五年政令第八十九号) (地方自治法施行令 (昭和 第五 安田病院

令和三年六月二十三日

東 京 都 選

設 0) 名 称

施

所 在

挙

管理

委

員 地 会

ザ番町ハウス 千代田区二 二番町七番地六

田橋 しまナーシングホーム飯 新宿区西五軒町十一番十号

ニチイホーム中野南台 四号中野区南台三丁目二十六番二十

●東京都選挙管理委員会告示第六十六号

設として指定した次の施設につき、その指定を取り消した 十二号)においてその例によることとされる場合を含 裁判所裁判官国民審查法施行令 十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令 一十二年政令第十六号)において準用する場合並びに最高 公職選挙法施行令)の規定に基づき、 令和三年六月二十三日 (昭和二十五年政令第八十九号) 不在者投票を行うことができる施 (昭和二十三年政令第百二 (昭和 第五

施 設 0) 名 称

所 在 地

大田区大森北一丁目十一番十八

●東京都選挙管理委員会告示第六十七号

より報告があった。 設を公職の候補者が個人演説会、候補者届出政党が政党演 う。)第百六十一条第一項第三号の規定に基づき、 説会及び衆議院名簿届出政党等が政党等演説会を開催でき る施設として指定した旨、 公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号。 法第百六十一条第三項の規定に 以 下 「法」とい 、次の施

令和三年六月二十三日

東京 都 選 挙 管 理 委 員

会

3	令和3年	月6月2	3日	(水曜日)		東	京	₹ ‡	is .	公	報							(第17	362号)
報	告年月日]	区市町	村選挙管	理委員会	会名			施	没の名	称							所	f在地		
令和3年	F5月28日	1	世田谷	区選挙管	理委員会	<u></u>	守山地区	会館							世田	谷区作	大田力	丁目2	21番5号		
*	松永	乙 野	作本		石村	橘语	岭	山山		住所	1							につ	地震の規模を表現しています。	●東	
	永 好司	思夫		帝子妻	寸 英雄		抗藥	上点	开 名	产	包括外部						令和3年	いて次の	地方自治法 の規定により、	◉東京都監査委	
- 愛知県弥富市鯏浦町上六46番地10	引 文京区小日向一丁目24番10号 ジュネス小 日向	・ 練馬区豊玉甲二 J 日10番8号 ファミーユ 豊玉501号室	江東区大島一丁目8番23-1003号	- 千代田区神田須田町一丁目 4 番地15 レスプリ ヴァルール502号	* 大田区久が原四丁目29番1号 ダイヤハイ ツ久が原301号	大阪府豊中市刀根山元町4番37	兵庫県神戸市北区花山中尾 の 6	- 文京区水道二丁目15番7-308号	住所		包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び	東京都監査委員 松 本 正一郎	東京都監査委員 岩 田 喜美枝	東京都監査委員 茂 垣 之 雄	東京都監査委員 早 坂 義 弘	東京都監査委員 山 内 晃	令和3年6月23日	について次のとおり告示する。	去(昭和22年法律第67号)第252条の32第2項)、包括外部監査人の監査の事務を補助する者	§委員告示第3号	告示(監)
特定非営利活動法人Ohana		令和三年四月十三日 安郊年月日	定	特定非営利活動促進法第四十四条第一項に規定する認四、9変の更由		三 主たる事務所の所在地	井上 斉 一 代表者の氏名	特定非営利活動法人APEX	一 名称	東京都知事 小 池 百合子	令和三年六月二十三日	する。	四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告	施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百	効力を失ったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法	条第一項の規定により、認定特定非営利活動法人の認定が	特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十七	認定特定非営利活動法人の認定の失効について	公告	令和3年6月23日から令和4年3月31日まで	2 包括外部監査人の監査の事務を補助する者が当該事務 を補助できる期間

Ŧi.

失効年月日

令和三年四月十八日

定の有効期間が経過したため

特定非営利活動促進法第四十四条第一項に規定する認

六番三十三

清瀬市竹丘三丁目千五百四十

十七番一及び同番六東久留米市小山三丁目四百六

就們建設株式会社 十二番地四十 十二番地四十

代表取締役

加賀美

誠

代表者の氏名

阿部

陽一郎

	八番地九		
-	二年	都	

四

失効の理由

国分寺市新町一丁目十四 主たる事務所の所在地

れる機器について、 する窒素酸化物及び二酸化炭素の排出量が少ないと認めら 東京都条例第二百十五号)第百二十七条第二項に規定 民の健康と安全を確保する環境に関する条例 東京都低NOˇ・低CO˚小規模燃燒機 (平成十

同要綱第九条第一項の規定に基づき公告する。

項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一

開発行為に関する工事の完了について

完了した。

令和三年六月二十三日

東京都多摩建築指導事務所長

浅

井

勉

令和三年四月二十七日

住所及び氏名許可を受けた者の

器認定要綱(平成元年二月十六日付六十三環大規第二百二 第六条第一項の規定により、次のように認定したので

認定年月日

東

府

中市西府町五丁目二十二

二番

練馬区石神井町二丁目二十

六番十一号

代表取締役 早一建設株式会社

堀口

忠美

開発区域又は工区に

含まれる地域の名称

低 N O x · 低CO゚小規模燃焼機器の認定につ

いて

(--)認定した機器等 令和三年六月二十三日 別記二のとおり グレードA 別記一のとおり グレードAA 東京都知事 小

池

百 合

子

四号四号三丁目十六番十

島崎仙五郎

5	令和3年6月23日(水曜日)	東京都	公 報	(第17362号)
				別記
				同右 認定機器の種類 認定機器の種類 では、発生機 の種類 では、発生機 の種類 では、発生機 の種類
				NEG―0080AN5Aほか五十三型式 NEG―0080AN5Aほか五十三型式 NUG―0080BN5Aほか五十三型式 QUW―V50Lほか七型式 QUW―V50Lほか七型式 CP25D2ーTNJGほかー型式
				同右 同右 同右 同右 同右 同右 の氏名又は名称 中請者の氏名又は名称 パナソニック株式会社 ドナソニック株式会社

_	(第17362号)	東	京	都	公	報	令和3年6月23日	(水曜日)	6
発 行									
発 電話 ○三(五三二一)一一一一(代) 解163									
話									
○ 新 = 宿									
三 四 —									
二 宿 🏲 📙									
- 丁									
一 日									
一 番									
号 都									
郵便番号 63-8001									
定 価									
一 本									
簡号									
。 郵									
送六									
を六一									
<u> 当円円</u>									
毛 泉 勝 活 京									
都美									
[
三百二									
プロ 株 📗									
兰 旱 式									
(解送科を含む。)□ 電話 ○三(三八一二)五二○一(代) 解113一つ箇月 六、六○○円 刷 東京都文京区白山一丁目十三番七号 優元を号 三○円 所 勝 美 印 刷 株 式 会 社 号1011									
(代号 社									
○ 万 11 配価悉早									
113-0001									
FSC ミックス 版 FSC* C006270									
ニックス 転									
FSC* C006270									